

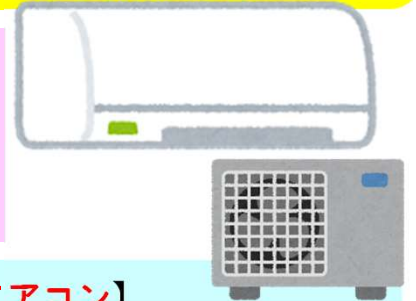
江北町
物価高騰対策

1世帯最大
10万円

家庭用省エネエアコン購入費補助金

電気代の負担軽減・二酸化炭素排出削減・熱中症対策

- 令和8年7月1日以降に購入された分が対象です。
- エアコンは下記要件をご確認のうえ、ご購入ください。
- エアコンを購入、設置した後に申請してください。
- 申請は「1世帯1回限り」です。



【補助対象者】

- ・申請時点で江北町に住民登録があり、現に居住している個人
- ・江北町内の住宅に設置した方
- ・世帯全員に町税等の滞納がない方

【補助対象エアコン】

- ・新品の家庭用エアコン（中古品は対象外）
- ・買替、新規購入どちらも可（リース不可）
- ・「省エネ性マーク」の表示があるもの



【補助金額】

2027年度省エネ基準
達成率100%以上のエアコン
補助対象経費の1/2
(上限10万円)



2027年度省エネ基準
達成率100%未満のエアコン
補助対象経費の1/2
(上限5万円)



※1世帯で複数台購入可。（補助金は合算して計算します）

※1世帯に達成率100%以上のエアコンを1台でも購入されれば、上限10万円となります。

【補助対象経費】

- ・本体購入費
- ・設置工事費
- ・配送費
- ・家電リサイクル料（買替の場合）

※消費税は対象外。値引き、割引券、値引ポイント、下取り等による減額分も対象外。

【申請受付期間】

令和8年8月3日(月)～令和9年1月29日(金)

※受付は土日祝日年末年始を除く9:00から17:00まで。

※先着順、予算額に到達次第終了となります。

【申請方法】

江北町役場 町民生活課 環境係窓口 または 郵送で申請できます。

※申請書は環境係窓口又は町ホームページで入手可能。

※郵送の場合の宛先

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1

江北町役場 町民生活課 環境係



統一省エネラベルの例

【申請に必要なもの】

- ・交付申請書兼請求書
- ・領収書等の写し
- ・保証書の写し
- ・省エネ性能がわかるもの（メーカーのカタログ等）
- ・振込先口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・家電リサイクル券（買替の場合）
- ・設置後の写真（新規購入の場合）

※設置前の写真もなるべく添付してください。

※町が必要と判断した場合、エアコン設置状況等の現地確認を行います。

あらかじめご了承ください。

この事業は「物価高騰対応重点支援
地方創生臨時交付金」を活用しています。

【問い合わせ先】 江北町役場 町民生活課 環境係 （電話番号） 0952-86-5617